

警察庁組織令の一部を改正する政令案要綱

一 長官官房に新たにサイバーセキュリティ・情報化審議官を置き、その所掌事務を定める。(第二条の二関係)

二 長官官房に置かれる審議官及び参事官の数を改める。(第三条及び第五条関係)

三 中部管区警察局に置かれる総務監察部を総務監察・広域調整部に改めるとともに、同管区警察局における広域調整部を廃止する。(第四十七条関係)

四 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。(附則関係)